

**令和 8 年度 沖縄県相談支援従事者初任者研修（7 日課程）
—相談支援専門員 受講対象者向け—
募集要項**

令和 2 年度に相談支援専門員研修体系の見直しがありました。
厚生労働省の「相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修制度の見直し」の資料を
確認の上、お申込みください。

下記事項をご了承のうえ、お申込みください。研修は全てオンラインで行います。

- 講義（2 日）をオンライン〈e-ラーニング使用予定〉での受講
→受講後に課題を提出していただきます。

- 演習（5 日）もオンライン（zoom）での研修を予定しています。
詳しい日程は 4 を参照ください。

※zoom（オンライン）での研修に関しては zoom のシステムを利用し、メールの送受信をご本人が可能な方、かつカメラ・マイク付属のパソコン（スマートフォン不可）の環境がある方のお申込みに限ります。
グループワークがあるため、お 1 人 1 台の端末の準備が必要です。
基本的なパソコン操作等含め、必ず受講者ご本人が把握し、研修を受講できる準備が必要になります。

1 研修目的

障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するため、サービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術、困難事例の支援方法等について学ぶことにより、相談支援に従事する者の資質向上を図る。

2 主催

特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワーク
※沖縄県から研修事業者として指定を受け研修を実施します。

3 受講対象者

- ・相談支援専門員として従事予定の者で、別紙の実務要件※を満たしている者

※令和 2 年度より研修カリキュラムの変更に伴い、現場実習（インターバルの実習）があります。全日程こなせる方のみお申込みください。

※1 法人から複数名申込をする場合には優先順位をつけていただきます。

※個人申込は可能ですが法人推薦が原則です。

※申込者が多数のため、沖縄県内の事業所に所属する申込者を選考します。

4 研修日程

※募集人数によって予めお伝えした日程と変更になる場合がございます。ご了承ください。

	日 程	備 考
2 日 (講 義) オンライン	<e-ラーニング>での受講 (令和8年6月18日(木)～7月6日(月) 配信) ※提出期限7月6日(月) ※受講後振り返りシートを郵送もしくはメールにて提出ください。 ※様式は当法人ホームページ「研修受講が決定している方へ」タブよりダウンロードしてください	テキストを購入ご準備ください。 e-ラーニングの詳細 (URL・ID・パスワード)は配信前日までにメールで送信します。
説明会	<u>zoomの接続確認・操作</u>に関する説明会を予定しています。 A日程 令和8年7月3日(金) 12:00～13:00 B日程 令和8年7月3日(金) 17:00～18:00 日程の変更・キャンセルはコチラ → 080-6483-9216	zoomの事前練習を行います。接続・操作等の確認や研修に関する事前説明があります。 <u>zoomの操作に慣れている等、参加が不要な方は事務局へご連絡下さい。</u>
2 日 (演習) zoom	【A日程】 令和8年7月13日(月) 開始9:00～終了17:00 7月14日(火) 開始9:00～終了17:00 zoom入室はいずれも8:45～ 【B日程】 令和8年7月15日(水) 開始9:00～終了17:00 7月16日(木) 開始9:00～終了17:00 zoom入室はいずれも8:45～	メールの送受信が可能かつカメラ・マイク付属のパソコン(スマートフォン不可)の環境が必要です。
～ 現場実習(インターバルの実習) サービス等利用計画案作成実習 ～ ※7月17日(金)～8月7日(金) (研修の日数には含まれません。現場実習は上記期間のうち、約半日を想定) 詳細については演習時に説明します。 後半の演習に向けて課題(計画案)の提出があります。 〆切 8月7日(金)		

3 日 (演 習) zoom	【A日程】 令和8年8月13日(木)～8月15日(土)の3日間 開始9:00～終了17:00 zoom入室は8:45～ 【B日程】 令和8年8月19日(水)～8月21日(金)の3日間 開始9:00～終了17:00 zoom入室は8:45～	
予備日	台風等で予定している期日に研修が開催できなかった場合の予備日です。 個別事情での研修振替は行いません。 【前半2日間の予備日】 令和8年7月24日(金)～7月25日(土) 【後半3日間の予備日】 令和8年9月3日(木)～9月5日(土)	

※A日程・B日程ともに同じ内容です。演習の日程は、決定通知書に記載します。決定した演習日の変更は受け付けませんのでご了承ください。なお、申込状況により演習日が変更になる可能性もあります。ご了承ください。

5 募集定員 150名程度

※受講申込者多数の場合は県と協議の上、選考します。あらかじめご了承ください。

6 受講料 【税込】49,500円

(教科書は受講決定者が別途購入 【税込】¥3,850 送料別)

※教科書は「中央法規出版 改訂障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編」を使用。R7年度から改訂版となっております。

7 受講申込方法

(1) 申込先

令和8年4月28日(金)～申込を開始します。

以下の①②の作業を申込期限内に行ってください。

- ① おきなわ障がい者相談支援ネットワークのホームページにアクセスし、基本情報の申し込みを行ってください。[URL: https://www.osn.okinawa/](https://www.osn.okinawa/)
- ② おきなわ障がい者相談支援ネットワークのホームページより申込書(7日課程用)をダウンロードし、必要事項を記入の上、期限内に事務局に郵送してください。

※必ずコピーをとって保管してください。特段の事情がない限り、申込書の返却はいたしません。

※記入漏れや書類不備の場合は申し込み受けしかねます。

インターネット申込期限：令和8年5月19日（火）午後5時 期限厳守

申込書の提出期限：令和8年5月19日（火）消印有効

※インターネット申込と申込書類（郵送）の両方の申し込みが必要となっております。

（2） お問い合わせ先

〒901-2316 沖縄県北中城村字安谷屋1147番地 3階

特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワーク

TEL：098-988-7312 FAX：098-988-7313

メール：kenshu-osn@titan.ocn.ne.jp

8 受講者の決定

選考は、沖縄県と協議の上、研修実施者の特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワークより文面での受講可否の通知を6月上旬に発送を行う予定です。6月15日頃までに受講可否通知が届かなければ、おきなわ障がい者相談支援ネットワークまでご連絡ください。

※なお、申込内容を虚偽申告したとみなされる場合、決定を取り消す可能性があります。

申込の際は正確な情報の入力を行ってください。

オンライン研修によりご本人ではないと判断された場合も受講不可となります。

9 事前課題について

受講が決定した場合には、事前課題の提出を求めます。詳細な内容は決定時の書類に記載します。

10 現場実習（インターバルの実習）について

令和2年度からのカリキュラム改正に伴い、相談支援の基礎技術に関する実習があります。

受講者は勤務地にある一般相談支援事業所もしくは基幹相談支援センターへの現場実習を行ってください。なお、現場実習は研修日程には含まれません。（詳細につきましては前半2日間の演習時に説明いたします）

11 個人情報の取り扱いについて

受講希望者に係る個人情報については、本研修の実施に必要な連絡・名簿等作成や市町村における相談支援の体制整備の推薦及び現場実習（インターバルの実習）受け入れ等に関する情報提供のために使用し、それ以外の目的には使用しません。（名簿作成後、沖縄県へ報告するとともに本法人で保管）

受講生の皆様へ

演習時に使用する事前課題について、個人の情報が特定されないよう（名前や病院、施設名など）十分な配慮をお願いいたします。

1 2 修了証書の授与

研修を修了し、課題を提出した者に修了証書を郵送にて交付します。

締切日までに、課題の提出がなかった場合は修了書を発行できない場合があります。

1 3 研修受講時の留意事項

日程については各自、受講決定通知書にて確認してください。本要項の内容・研修の目的を確認してから申込を行ってください。

1 4 研修（演習）当日の留意事項

- (1) 研修期間中（演習）の欠席者および研修開始から 30 分以上の遅刻者には修了証書は発行できません。その場合でも既に納入頂いた受講料は返還できませんのでご了承ください。
- (2) 研修当日は午前・午後ともに出席を画面上にて確認します。確認が取れない場合、修了証書を発行できない場合がありますのでご注意ください。
- (3) 次に該当する者は受講を取り消しますのでご注意ください。
 - ①研修の秩序を乱してその実施を妨げ、主催者側の注意にも従わない者
 - ②学習意欲が著しく欠け、主催者側の再三の注意にも関わらず改善されない者

(例) ア、居眠り・おしゃべりをする

イ、携帯電話・スマートフォンの使用を続ける
(演習は、パソコンでの受講をお願いしています)

ウ、研修中に電話で抜け出す

エ、演習の時間に、その演習に加わろうとしない

オ、やる気がないと公言する

- ③オンラインでの研修開催時、移動しながらの受講（車の運転など）やスマートフォンでの参加は認めません。また、長時間顔が映らない場合も同様です。
- (4) 研修の動画又は使用する教材及び研修の録画・録音、転用、配信、公開、および SNS への投稿等、研修資料や研修受講用 URL、パスワードの受講者以外の第三者への提供については禁止とさせていただきます。
- (5) 災害時等により研修が中止もしくは延期になる場合があります。その場合の対応については沖縄県と協議したうえで受講者にホームページ等でお知らせいたします。

1 5 その他

相談支援専門員の配置要件、事業者指定など制度に関することは、市町村もしくは沖縄県障害福祉課（地域生活支援班）にお問い合わせください。

本研修の修了証書は研修の修了を証明するものであって、相談支援専門員として必要な経歴等を証明するものではありませんのでご注意ください。

相談支援専門員の要件となる実務経験

↓応募要件 ※該当する番号を選び、年数を入力してください。

- ① Aの期間が通算して3年以上 ③ Cの期間が通算して10年以上
 ② Bの期間とDの期間が通算して5年以上 ④ Eの業務に5年以上従事かつB・C・Dの期間が通算して3年以上

業務の範囲		対象となる事業・業務等	経験年数 (※3)
相談支援業務 *日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務	A	平成18年10月1日において(1)又は(2)に掲げる者が、同年9月30日までの間に業務に従事した期間 (1) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 (2) 精神障害者地域生活支援センターの従事者	① 通算して 3年以上
	B	(1)～(6)に掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間 (1) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (2) 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所その他これらに準ずる施設の従事者又はこれに準ずる者 (3) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従事者又はこれに準ずる者 (4) 病院若しくは診療所の従事者又はこれに準ずる者(社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者、国家資格等(※2)を有する者ならびに(1)～(3)までに掲げる従事者及び従業者である期間が1年以上の者に限る) (5) 障害者職業センター又は同法第二十七条第二項に規定する障害者職業・生活支援センターにおいて相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間 (6) 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間	② 通算して 5年以上
直接支援業務 ※入浴・排泄・食事等の介護、介護に関する指導の業務	C	社会福祉主事任用資格者(※1)でない者が、介護等の業務に従事した期間 (1) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従事者 (2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者 (3) 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従事者	③ 通算して 10年以上
有資格者	D	社会福祉主事任用資格者等が、介護等の業務に従事した期間 (1) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従事者 (2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者 (3) 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従事者	② 通算して 5年以上
国家資格	E	国家資格(※2)に基づく業務に通算して5年以上従事している者が、業務範囲の相談支援業務及び直接支援業務に掲げる業務に従事する場合	④ 通算して 3年以上

(※1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な技術を習得したものと認められるもの、保育士、児童福祉施設最低基準第43条各号のいずれかに該当するもの又は精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当するもの

- (1) 社会福祉主事任用資格者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められるもの
 (3) 保育士 (4) 精神障害者社会復帰指導員任用資格

(※2) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士 R6～公認心理士が追加

(※3) 従事日数は、1年あたり180日以上とする(3年以上⇒540日以上 5年以上⇒900日以上 10年以上⇒1800日以上)